

# 「働き方改革アドバイザー」が 皆様の事業所にお伺いします

- 職場環境の改善
- 働き方改革関連法への対応

などについて、相談に応じます。

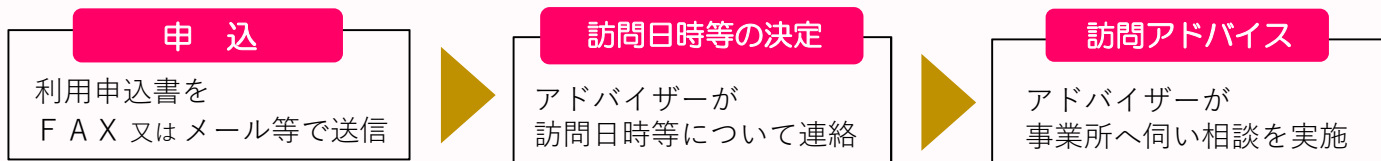


利用  
無料

## 例えばこんな相談ができます

- 休暇制度の整備、取得促進
- 就業規則の作成、見直し
- 業務改善、生産性向上
- 高齢者や女性、障害者の雇用定着
- 外国人労働者の受け入れ
- ハラスメント対策、防止 など

アドバイザー訪問までの流れ



## 対象

金沢市内に主たる事業所を有する中小企業

## 費用

無料（1回2時間程度／4回まで）

## 訪問アドバイザー

社会保険労務士、中小企業診断士、産業カウンセラー

利用申込書(裏面)に必要事項を記入し、訪問希望日の遅くとも2週間前までに  
金沢市商工労働課までFAX、メール又は郵送してください

## 申込・問い合わせ先

金沢市商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話：(076)220-2199 FAX：(076)260-7191

メール：syoukou@city.kanazawa.lg.jp

利用申込書は [金沢市はたらくサイト](#) にも掲載しています

